

第7回データ戦略推進ワーキンググループ検討にあたって

2023年 6月 5日

一般社団法人日本経済団体連合会 副会長・サイバーセキュリティ委員長
日本電気株式会社 特別顧問
遠藤 信博

包括的データ戦略の推進を含む、デジタル社会の実現に向けた重点計画のとりまとめにおけるご尽力に感謝を申し上げます。以下の点について意見を申し上げます。

I. デジタル社会の実現に向けた重点計画について

1. デジタル臨時行政調査会

- ・ 経団連として、デジタル規制改革推進の一括法案の早期成立を期待するとともに、改めて以下3点の取組みを求めたい。
 - (1) デジタル完結の完遂:「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」および「デジタル規制改革推進の一括法」等によってデジタル化の期限が確定。年内調整予定の「行政手続のデジタル完結」も含め、2025年度に真のデジタル完結が実現しているよう、対応を完遂すべき。
 - (2) 地方公共団体の DX:地方公共団体や担当窓口ごとに異なる手続や運用を整理し、ローカルルールとの整合性の確保が不可欠。BPR(業務改革)を徹底しつつ、国・地方の DX を横断的かつ一気呵成に推進することが重要。
 - (3) データ連携の加速:マイナンバー等を起点とするデータ連携や防災・医療・教育等の準公共分野のデータ基盤構築は、付加価値の創出と社会の DX に寄与。関連ルール・オープンデータの整備、理解醸成による取組みを加速すべき。

2. データ連携基盤の整備

- ・ DX の進展は効率化や生産性向上の効果をもたらすだけでなく、データを源泉とした全体最適型の新たな価値創造を可能にするものである。これを実現する上では、人間社会にどのような価値を提供するのかのビジョンの策定と全体最適を見据えた基盤の設計が重要である。
- ・ データ連携基盤に関しては、デジタル庁のリーダーシップのもと、官民が連携しデータの標準化およびデータ基盤の連携・共通化を進めることが重要である。ま

た、データをベースとしたグローバルな価値創造を可能にするためにも、データ連携基盤の設計においては、国際的な相互運用性の観点を中心に十分を考慮することが必要であり、政府には「Ouranos Ecosystem」をはじめ、基盤整備に向けたグランドデザインを策定いただきたい。

- ・ データを源泉とした全体最適型の価値創造において最適解を導き出すためには、オープンデータに限らず個人情報を含むデータの活用についても議論が必要である。より高い価値の提供により享受できるメリットとプライバシーイシューとのバランスを取ることが重要であり、政府にはこの観点における国民への丁寧な説明と理解醸成に向けた取組みを加速いただきたい。

3. 準公共サービスの拡充

- ・ ヘルスケアデータの利活用は、医療の質の向上や新薬の開発のみならず、医療・介護現場の効率化による負担軽減、医療費の適正化、パンデミック等における適切な政策立案の面からも極めて重要である。幅広いヘルスケアデータの標準化・連携と、利活用しやすい法制度の整備を早急に進めていただきたい。

4. 国・地方公共団体を通じた DX の推進

- ・ デジタル田園都市国家構想のもと、well-being とサステナビリティを実現するとともに、利便性と魅力を備えた活力ある地方を創生していく観点からも、データ連携に対する地方公共団体の理解と積極的な関与が不可欠である。また、価値創造の観点からは、地域を跨いだデータ連携のニーズが高まることも予想される。デジタル庁には地方公共団体におけるデータ利活用に向けた取組みの加速に対するサポートをいただきたい。
- ・ 資源や食料の自給率が低い我が国においては、価値創造を通じてグローバルに貢献していくことが、国力の強化、ひいては経済安全保障を確保する上で非常に重要である。データを源泉とした価値創造には企業を含めたあらゆるステークホルダーによるデータ連携が各分野において欠かせないものであり、政府によるリーダーシップと重点計画の遂行に向けた取組みの進展を期待する。
- ・ なお、行政が提供するオープンデータの整備や標準化は、企業が公共性の高いデータを活用し、サービスを提供するうえで大前提となる。デジタル庁には、各省庁はもとより地方公共団体が提供するデータを一元的に検索・参照可能とするとともに、「包括的データ戦略」(2021年6月18日)に記載された「地方公共団体保有データも含む行政データ提供のワンストップ化の仕組み」を早急に構築していただきたい。

II. ベース・レジストリの運営体制について

- ・ ベース・レジストリの運用にあたり、国立印刷局の機能を活用することが現状の答えであることは認識。他方で、ベース・レジストリにかかる制度・ルール設計や政策の推進はデジタル庁が所管するものと理解しており、運用全体についてはデジタル庁にて管理されることが望ましい。
- ・ 今後、データの保存・管理に留まらず、利活用に関わる運用も出てくることが想定される中で、必要な役割の定義とその分担について引き続きご検討をいただきたい。

以 上